

当機構(法人)は、所得税法施行令第217条第1項第1号及び法人税法施行令第77条第1項第1号に該当する「特定公益増進法人」です。当機構への寄附金(の一部)については、以下のような税法上の優遇措置が適用されます。

ただし、以下の寄附につきましては優遇措置の対象にはなりませんので、あらかじめご了承ください。

- ・ 出資業務に用途を指定して行われた寄附金
- ・ 寄附金の用途を出資業務に限定して募集された寄附金

1. 個人からのご寄附の場合

(1) 所得税に対する寄附金控除(所得控除)

寄附金控除は次の算式で計算します。

$$\text{寄附金控除額} = \text{その年中に支出した特定寄附金の額の合計額} - (2 \text{ 千円})$$

注：特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金は、特定寄附金とされていません。

注：特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

寄附金控除の結果、減額される所得税額は、次の②から①を差し引いた金額となります。

①寄附金控除の確定申告をしない場合の所得税額

$$= \text{課税される所得金額} \times \text{所得税率} - \text{控除額}$$

②寄附金控除の確定申告をした場合の所得税額

$$= \{ \text{課税される所得金額} - (\text{寄附金額} - 2 \text{ 千円}) \} \times \text{所得税率} - \text{控除額}$$

注：課税される所得金額は、給与所得者の場合、給与所得から基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除等の所得控除項目を控除した金額をいいます。

【減額される所得税額の目安】

		課税される所得金額 (所得税率) [控除額]				
		250 万円 (10%) [97,500 円]	500 万円 (20%) [427,500 円]	750 万円 (23%) [636,000 円]	1,000 万円 (33%) [1,536,000 円]	2,000 万円 (40%) [2,796,000 円]
寄 附 金 額	1 万円	¥800	¥1,600	¥1,840	¥2,640	¥3,200
	10 万円	¥9,800	¥19,600	¥22,540	¥32,340	¥39,200
	30 万円	¥29,800	¥59,600	¥68,540	¥98,340	¥119,200
	100 万円	¥99,800	¥199,600	¥229,540	¥329,340	¥399,200

注：あくまで目安ですのでご参考としてお取り扱いください。

【優遇措置を受けるためには】

寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書の添付書類として、当機構が発行する領収書が必要です。

(2) 住民税に対する寄附金控除

① 都道府県民税

寄附金を支出した年の翌年の1月1日現在、群馬県にお住いの方（群馬県内の住所に住民票がある方）は適用を受けることができます。

【控除額の算出方法（概算）】

$$\text{控除額} = (\text{条例により指定された寄附金} - 2 \text{ 千円}) \times 4\%$$

注：量研への寄附金は、条例により指定された寄附金です。

【優遇措置を受けるためには】

所得税の確定申告か、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所所在の群馬県内の市町村に対する簡易な申告（市民税・県民税の申告）が必要です。また、申告にあたっては、当機構が発行する「個人の県民税控除対象寄附金受領証明書」が必要です。

② 市町村民税

寄附金を支出した年の翌年の1月1日現在、群馬県高崎市又は群馬県桐生市にお住いの方（それぞれの自治体の住所に住民票がある方）は適用を受けることができます。

【控除額の算出方法（概算）】

$$\text{控除額} = (\text{条例により指定された寄附金} - 2 \text{ 千円}) \times 6\%$$

注：量研への寄附金は、条例により指定された寄附金です。

【優遇措置を受けるためには】

所得税の確定申告か、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所所在の市町村に対する簡易な申告（市民税・県民税の申告）が必要です。また、申告にあたっては、当機構が発行する「寄附金受領証明書」が必要です。

2. 法人からのご寄附の場合

○ 法人が支出した寄附金の損金算入

特定公益増進法人に対してその特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金は、次のいずれか少ない金額が、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入されます。

(1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

(2) 特別損金算入限度額

$$= [\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100}] \times \frac{1}{2}$$

【優遇措置を受けるためには】

特定公益増進法人に対する寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書の提出にあたっては、当機構が発行する領収書が必要となります。

掲載情報の正確性には留意しておりますが、掲載情報が税法や条例の改正等に対応できていないおそれもありますので、詳細につきましては国税庁や自治体のホームページ等にてご確認ください。

○国税庁のホームページ（個人/法人共通）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1150.htm>

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm

○国税庁ホームページ（個人/インターネットでの寄附金控除(確定申告)の方法をご紹介）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2018/pdf/005.pdf>

○地方自治体のホームページ

- ・群馬県のホームページ

<http://www.pref.gunma.jp/04/a4310094.html>

- ・群馬県高崎市のホームページ

<http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014011601697/>

- ・群馬県桐生市のホームページ

<http://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/zei/shiminzei/1000667.html>